

令和4年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和4年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 81,000千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 1,513,193千円

（ 内 訳 ）

（単位：千円）

区分	費目	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	266,850	121,565	0	3,684	12,106	129,495
	老人福祉費	138,545	906	0	2,567	11,547	123,525
	児童福祉費	379,109	182,077	0	12,685	15,760	168,587
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	87,154	31,669	0	0	4,744	50,741
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	28,848	18,558	0	0	880	9,410
	介護保険 特別会計繰出金	143,665	8,593	0	0	11,548	123,524
衛生健	保健衛生費	469,022	129,943	0	53,500	24,415	261,164
合 計		1,513,193	493,311		72,436	81,000	866,446

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。